

入札参加資格停止措置について

1. 入札参加資格停止業者

	入札参加資格停止業者		住 所
①	株式会社富士ピー・エス	元 請	福岡県福岡市中央区薬院1-13-8

2. 入札参加資格停止期間：令和6年6月11日から令和6年6月24日まで（2週間）

3. 入札参加資格停止措置対象地域：地域4

4. 事実概要

本件は、九州支社発注の「令和2年度 佐世保道路 佐世保高架橋（拡幅）工事（その1）」において、令和6年5月7日、PC橋新設横桁部のPCグラウト充填非破壊検査のため、P52～P51径間の県道上に高所作業車を設置し、所定の位置にブームを巡回してブームを伸ばす操作をしている中で、高所作業車から異常を知らせるアナウンスが流れたため操作を中止したが、同時に高所作業車が傾き転倒し、作業員が転落し負傷した。また、高所作業車の転倒に伴い、県道歩道部のインターロッキング及び街路樹の一部を損傷させたもの。

5. 入札参加資格停止措置理由

安全管理措置の不適切により工事関係者事故を発生させたことは、「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領」（平成17年11月30日付要領第96号）別表第1第7号に該当する。

（参考）西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第1

措 置 要 件	地域及び期間
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故） 7 会社の発注に係る工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	発生地域について 当該認定をした日から2週間 以上4月以内

(参考) 西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第3

地 域 区 分

地域	都 道 府 県
1	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県(※1)、奈良県、和歌山県及び岡山県(※2)
2	兵庫県(※3)、鳥取県、島根県、岡山県(※4)、広島県及び山口県(※5)
3	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
4	山口県(※6)、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

※1 地域2にかかる部分を除く。

※2 山陽自動車道のうち兵庫県と岡山県の境界から備前インターチェンジまでの区間に限る。

※3 中国自動車道のうち佐用インターチェンジから兵庫県と岡山県の境界までの区間に限る。

※4 地域1にかかる部分を除く。

※5 地域4にかかる部分を除く。

※6 関門橋のうち下関インターチェンジから山口県と福岡県の境界までの区間及び関門トンネルのうち下関市大字棕野から山口県と福岡県の境界までの区間に限る。